

山梨県男女共同参画推進事業者等表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、山梨県男女共同参画推進条例の規定に基づき、男女共同参画を推進する活動に積極的に取り組んでいる又は仕事や地域活動等様々な分野でチャレンジし活躍している県民若しくは事業者等を表彰するとともに、これを広く県民に周知し、男女共同参画社会の形成に向け県民意識の高揚を図る。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 県民表彰 若干名
- (2) 事業者表彰 若干名
- (3) 団体等表彰 若干名
- (4) 女性のチャレンジ表彰 若干名

(表彰の基準等)

第3条 表彰の対象者は、県内に在住する個人又は所在する事業者及び団体等とし、次に掲げる表彰の種類ごとに定める活動を行っているものとする。

(1) 県民表彰

地域等において、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる個人であって、その活動が他の模範であると認められること。

(2) 事業者表彰

次に掲げるいずれかの取り組みを行っている事業者であって、他の模範であると認められること。

女性労働者の能力発揮を促進し、その活用を図る積極的取組を推進していること。

仕事と育児・介護の両立を支援するため、法を上回る制度の基準や柔軟な働き方ができる制度をもっており、その制度が活用されていること。

家族従業員の役割を適正に評価するとともに、経営や生産に関連する活動に共同して参画する機会を確保するための就業環境の整備を促進していること。

(3) 団体等表彰

地域や教育の場において、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる団体や学校等であって、その活動が他の模範であると認められること。

(4) 女性のチャレンジ表彰

政策・方針決定に参画し主導的立場を担っていくことを目指す「上」へのチャレンジ、新たな分野に活躍の場を広げる「横」へのチャレンジ又は出産・育児後等の再チャレンジで活躍している女性個人・団体等であって、その活動が他の模範であると認められること。

(候補者の推薦)

第4条 県並びに市町村長及び各種団体の長は、表彰の種類により定められた別紙「山梨県男女共同参画推進事業者等表彰推薦書」により候補者を推薦するものとする。

但し、事業者表彰については自己推薦ができるものとする。

(被表彰者の選考)

第5条 知事は、被表彰者等を選考するため選考委員会を設置する。

(被表彰者の決定)

第6条 知事は、選考委員会の選考に基づき被表彰者等を決定する。

(表彰)

第7条 知事は、被表彰者等に対し、賞状と副賞を授与する。

(表彰の除外)

第8条 第3条に該当するものであっても、次に掲げるものは表彰から除外するものとする。ただし特別の事情がある場合は、この限りではない。

既に国又は県から同種の表彰を受けたもの。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年2月14日から施行する。

この要綱は、平成20年3月7日から施行する。